

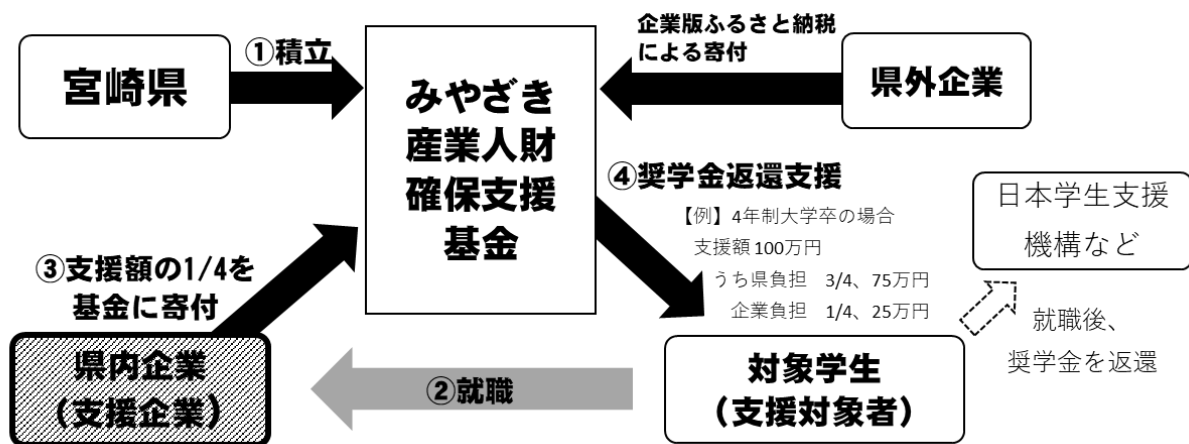
令和6年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に係る支援企業募集要項

第1 趣旨

地方における人口減少が大きな問題となる中、本県経済の活性化を図るため、宮崎県内企業等への就職・定着を促進し、これからの地域や産業の担い手を確保することは重要な課題となっています。

そこで、宮崎県では、県内企業等に就職する若者の奨学金の返還を支援する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、本事業の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還の支援を行う企業等（以下、「支援企業」という。）を募集します。

第2 本事業のイメージ



第3 支援企業の要件

1	県内に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内勤務に限定した採用枠を有する企業等であること。
2	令和7年度(2025年度)に支援対象者(後述第4参照)を雇用する予定があること。
3	次の(1)～(6)のいずれにも該当しないこと。 (1) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる企業等又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる企業等 (2) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)を滞納している企業等 (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施していない企業等又は特別徴収を開始することを誓約しない企業等 (4) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等

	(5) 労働関係法規等の法令に違反している企業等
	(6) その他、本事業の信頼を損なうおそれのある企業等

第4 支援対象者（本事業の支援の対象となる者）の要件

1	支援企業に、正規雇用により就職する予定のある大学等（※）の在学生又は既卒者であること。 ※大学等…大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程・高等課程、高等学校
2	<u>就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内であること。</u>

第5 対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金

第6 支援の流れ（詳細は別添を参照）

- ① 支援企業の募集（令和5年9月～令和6年1月）
支援企業の認定（令和5年11月～令和6年2月の間、複数回に分けて随時認定）
本要項に基づき申し込みいただいた企業等に対して、県で支援企業の認定を行います。
認定後は、各企業等の採用活動において自社のアピール等に活用いただくことができます。
- ② 支援対象者の募集・認定（令和6年9月～令和7年3月予定）
支援企業は、内定等を出した令和7年度（2025年度）採用予定者の中から、支援対象者を推薦することができます。推薦を受けた者は、県に支援対象者の申込みを行い、県で認定を行います。
- ③ 支援金の交付
支援対象者が就職して一定期間（1年、3年、5年）が経過したときに、県から支援対象者に対して、支援金を交付します。
この際、支援企業は、県が支援対象者に対して交付する支援金のうち、4分の1に相当する額を御負担いただきます。

（表）支援限度額及び交付額

	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時 (R8年度)	3年経過時 (R10年度)	5年経過時 (R12年度)
大学院・6年制大学	1,500	返還総額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
4年制大学・高専（専攻科）	1,000			
短大・高専（4～5年次）・専修学校専門課程	500			
高校・高専（1～3年次）・専修学校高等課程	400			

(例) 4年制大学を卒業した支援対象者に対し100万円の支援金交付を行う場合

1年経過時：	30万円（うち支援企業負担分7.5万円）
3年経過時：	30万円（うち支援企業負担分7.5万円）
5年経過時：	40万円（うち支援企業負担分10万円）
合 計：	100万円（うち支援企業負担分25万円）

第7 その他の条件

- 1 支援企業は、支援対象者が就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内となるよう、この事業による支援を受ける期間中の人事異動に配慮してください。
- 2 支援企業は、企業説明会やインターンシップ等による積極的な情報発信を行い、支援対象者が大学等在学中に企業研究を行う機会を設けるように努めてください。
- 3 支援企業は、支援対象者が就職後に県に提出する状況報告や、支援金交付の申請に必要な勤務証明書の発行に御協力ください。
- 4 支援企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生等への周知に努めてください。

第8 支援企業の申込み方法

本制度の趣旨に賛同し、奨学金の返還支援に参画する企業等は、以下により県へ申込みを行ってください。

過去に認定を受けた支援企業についても、引き続き事業に参画する場合は、毎年度申請を行う必要がありますので御留意ください。

1 提出書類

- ① ひなた創生のための奨学金返還支援企業参画申請書
- ② 暴力団等との関与に関する誓約書
- ③ 特別徴収実施確認・開始誓約書
- ④ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面
※各県税・総務事務所にて交付を請求してください。
- ⑤ 企業紹介用の写真データ（png、jpg、jpegなどの画像データ推奨）
※昨年度も認定を受けた令和5年度支援企業は、添付を省略してもかまいません。

2 提出方法

次の(1)、(2)のいずれかの方法で県へ提出してください。
様式等は、宮崎県電子申請システム又は県庁ホームページでダウンロードできます。

(1) 宮崎県電子申請システムで提出する場合【推奨】

申込フォームに必要事項を記入の上、②～⑤の書類を添付して送信してください。
①の書類は、申込フォームの内容と同一ですので、ファイルの添付は不要です。

※電子申請システムURL：<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/084pe21G>

<注意事項>

電子申請システムによる申込み後は、県から受付完了メールが自動で送信されます。
受付完了メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、県へ

御確認ください。

(2) 郵送の場合

①～⑤の書類を紙媒体にて郵送してください。

ただし、⑤の写真は、紙媒体と別途、画像データをメールにて提出してください。

第8 申込書提出期限

令和6年1月19日（金）必着

第9 問合せ先・申請書類提出先

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産業人財担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話：0985-26-7967 F A X：0985-26-0047

E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※県庁ホームページ：令和6年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援企業の募集について

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20230829183504.html>

(別添)

令和6年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業 奨学金返還支援の流れ(令和7年度採用者)

